

告 示

埼玉県告示第千百二十五号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十七年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
益子 智貞	肢体不自由	益子診療所	吉川市保村中野分百八十二 一	平成二十六年四月十八日
濟陽 里佳	視覚障害	越谷市立病院	越谷市東越谷十一四十七 一	平成二十七年三月三十一日
佐久間 肇	肢体不自由、呼吸器 機能障害	国立障害者リハビリテー ションセン ター	所沢市並木四 一	平成二十七年四月一日
寶積 克彦	肢体不自由	医療法人尚寿会大生病院	狭山市大字水野六百	平成二十七年四月十四日
三尾 健介	肢体不自由	防衛医科大学校病院	所沢市並木三 二	平成二十七年六月三十日
松井 俊通	肢体不自由	北里大学メディカルセン ター	北本市荒井六 百	平成二十七年六月三十日
富田 幸八郎	肢体不自由	医療法人幸篤会富田整形外 科	鶴ヶ島市藤金八百三十五 一五 十九	平成二十七年六月三十日
新井 政幸	肢体不自由	上吉田医院	秩父市上吉田四千二百九 十四 一	平成二十七年七月三日
篠田 雄一	肢体不自由	医療法人社団愛友会三郷中 央総合 病院	三郷市中央四一五 一	平成二十七年七月四日

岸澤 文男

肢体不自由

岸澤医院

東松山市材木町十六―十三

平成二十七年七月八日

柑本 晴夫

肢体不自由

小手指整形外科

所沢市小手指元町三―二―三十一

平成二十七年七月十日

瀬戸口 誠

じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害

社会福祉法人恩賜財団済生会支部
埼玉県済生会栗橋病院

久喜市小右衛門七百十四―六

平成二十七年七月三十一日

忽滑谷 通夫

心臓機能障害

医療法人財団明理会イムス富士見
総合病院

富士見市大字鶴馬千九百六十七―一

平成二十七年八月二十一日

小峯 輝男

視覚障害

小峯眼科医院

秩父市中村町一―八―十二

平成二十七年九月三十日